

ヒアリング資料

平成20年3月14日 厚生労働省

1. 厚生労働省と日本年金機構の役割分担と密接な連携について
2. 厚生労働省における年金業務改革の推進体制について

1. 厚生労働省と日本年金機構の役割分担と密接な連携について

厚生労働省の役割

◎厚生労働大臣が公的年金制度全般に最終的な責任を負う

<制度設計及び年金財政の責任>

- ①年金制度の企画立案
- ②年金財政検証
- ③年金特別会計の管理
- ④年金積立金の管理運用
- ⑤企業年金制度等の企画立案・管理
- ⑥諸外国との年金通算協定の企画立案・管理



<公的年金制度の保険者としての管理運営責任>

- ①日本年金機構に対する管理監督
 - ・法令の運用に係る基本通達
 - ・機構の業務・法人運営の指導監督 等
- ②国の責任で行う事務の的確な実施
 - ・オンラインシステムの保有、契約、開発、監査等の統括管理
 - ・システムによる年金原簿(記録)の備付け
 - ・個別の保険料、年金給付等の最終決定
 - ・市町村の法定受託・協力連携事務の指導
 - ・不服審査 等

日本年金機構の役割

◎日本年金機構は、厚生労働大臣から委任・委託を受け、その監督の下で、国から委任された事務等について適切に実施する。

<国から委任された一連の事務を適正に実施する責任>

- ①事業の統括管理
 - ・経営企画、組織管理、人材育成
 - ・調達コスト、外部委託の品質管理
 - ・業務マニュアルの策定、業務の標準化
 - ・システムの開発、管理、運用の実務
 - ・効率性、正確性、サービス向上を図る事務企画
 - ・法令遵守の徹底 等
- ②一連の事業の実施
 - ・届書等の受理、審査、記録管理
 - ・被保険者、受給者、事業主等への通知
 - ・事業所調査、職権適用
 - ・保険料の徴収事務、免除・猶予、滞納処分
 - ・年金相談
 - ・年金の裁定審査等に係る事務
 - ・市町村等関係機関との連携 等

制度設計に当たる厚生労働省と制度運営に当たる日本年金機構との密接な連携

国から機構に委任された一連の事務を両者で的確に行うための密接な連携

2. 厚生労働省における年金業務改革の推進体制について

平成19年9月、厚生労働省に大臣を本部長とする「厚生労働省年金業務改革推進本部」を設置し、省を挙げた体制の下で、年金記録問題に対する諸施策の確実な実施を推進するとともに、社会保険庁の新体制への円滑な移行を推進

